症例報告について

症例報告は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象外であり、倫理審査は必ずしも義務付けられていませんが、「個人情報保護法」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し，症例報告する旨の同意を原則取得する必要があります。

また、症例報告であっても、個人が特定される可能性が高い症例や、研究性の高い症例報告については、倫理審査が必要となることがあります。学会発表や論文投稿の際に、倫理審査委員会での承認が必要と判断される場合もありますので、判断に迷う場合は、学会倫理審査委員会へご相談ください。

参考

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針　ガイダンス

令和３年４月16日制定
（令和４年６月６日一部改訂）
（令和５年４月17日一部改訂）
（令和６年４月１日一部改訂）

第２　用語の定義　P5

８　傷病の予防、診断又は治療を専ら目的とする医療は、この指針でいう「研究」に該当しない。医療従事者が、そうした医療で自ら行ったものにおける患者の転帰や予後等について、例えば

- ○　以後の医療における参考とするため、診療録を見返し、又は退院患者をフォローアップする等して検討する
- ○　他の医療従事者への情報共有を図るため、所属する機関内の症例検討会、機関外の医療従事者同士の勉強会や関係学会、医療従事者向け専門誌等で個別の症例を報告する（いわゆる症例報告）
- ○　既存の医学的知見等について患者その他一般の理解の普及を図るため、出版物・広報物等に掲載する
- ○　医療機関として、自らの機関における医療評価のため、一定期間内の診療実績（受診者数、処置数、治療成績等）を集計し、所属する医療従事者等に供覧し、又は事業報告等に掲載する
- ○　自らの機関において提供される医療の質の確保（標準的な診療が提供されていることの確認、院内感染や医療事故の防止、検査の精度管理等）のため、機関内のデータを集積・検討する

等、研究目的でない医療の一環とみなすことができる場合には、この指針でいう「研究」に該当しないものと判断してよい。